

講義の風景

法学部
山田省三教授
Yamada Shozo

「社会保障法」

【月曜6限】

月曜日6限の比較的遅い授業で、出席を取らないにも関わらず、多摩キャンパス6号館6104教室は多くの受講生が、山田先生を待ちうけていた。

この日の講義は、「離婚の年金分割」がテーマ。最近、熟年者の離婚が急増しているという。学生には、今はピンと来ないが、ニュースでもよく耳にする。

山田先生は、「『ぬれ落ち葉』とい

う言葉を知っていますか」と切り出した。教室からは、反応がない。『ぬれ落ち葉』とは、仕事一筋できた夫

が、定年した後、趣味も無く、家事をしている妻に、ぬれ落ち葉のようにまとわりつく、という造語だ。目的も、やることもなくして、ボーとして定年後の夫を揶揄した言葉で、教室からは笑いがおきた。

「離婚の年金分割」を分かり易く、丁寧 に『ぬれ落ち葉』の説明に、学生から苦笑も

《やまだ・しょうぞう 社会保障法、労働法専攻。中央大学法科大学院（中央大学大学院法務研究科）教授、弁護士。著書は「社会保障法解体法新書」（法律文化社、2004年）、「ロースクール演習労働法」（法学書院、2007年）、現代雇用法（信山社、2007年）、「社会保障法のプロブレマティク」（法律文化社、2008年）

など▽

表、図の資料が豊富なレジュメ

山田先生の講義では、レジュメを学生が読むなど、教室全体に一体感のある授業が特徴だ。授業は、前回のレジュメが2つ、この日配られたレジュメが3つの計5つの資料をもとに進められる。どのレジュメも事例や、表、図が記載され、丁寧で分

かりやすい。社会保障法の試験では、レジュメ、自筆ノートの持ち込みが可能なので、授業で配布されるレジュメがテストの重要な鍵になる。以下は講義の内容だ。

離婚した場合、年金を分割できる2つの制度が07年と08年に始まった。まずスタートしたのが、「任意分割」。07年4月以降に離婚した場合、合意すれば、別れるまでの全結婚期間に

ついて夫（妻）の厚生年金や共済年金を相手に分割できる。肩書きでも共働きでも、半物ずつに分ける。

一方、08年4月以降に離婚した場合、サラリーマンと専業主婦（夫）の夫婦に限り、「強制分割」制度の対象になった。08年4月から離婚までの期間は、年金が自動的に折半されることになったのだ。

ただ、山田先生は、「今すぐ離婚するのは得ではない。離婚をする場合、年金の取り分など真剣に考える必要がある」と述べた。そして、「奥さんの社会的自立は、旦那の家庭の自立につながる。女性が働きかける状況をつけることが大事」と強調した。

社会保障は外国人にも!?

ここで、山田先生が学生に社会保障に関して質問した。日本に居住するA国の国民が保障され、B国の国民が保障されなかった場合、日本国憲法14条「すべて国民は、法の下



山田省三教授

に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」に違反するか」と。
憲法では、日本国民と外国人の比較は学んだが、外国人同士の比較は

学んでいなかったので、学生は悩んだ。
社会保障は、まずは自国の国民に対する平等が目的とされ、外国人は保障されない場合もある。税金の問題があるからだ。しかし、外国人の

実際の生活実態に着目しなければならぬということもあり、憲法が自国の国民以外の外国人を保障する必要があるかは論争になっている。

山田先生は、質問を学生に当てながら授業を行うので、次第に考える癖が身に着く。決して一方通行の授業ではない。頭を使わなくてはならないのだ。

最後に、日本国民が国境のない国の首都で、交通事故で撥

ねられた場合の保障の問題はどうなるかと、先生が問いかけた。国交のある国同士では、相互主義を容認している。しかし、北朝鮮とは国交が無いので保障は難しい、そうだ。

温厚な山田先生の「そうですよね。



教室はほぼ満席

ありましたよね。ね。ね。」の口調に乗せられ、スピーディーな説明をノートに書きながら聞いているうちに、90分の授業はあっという間に過ぎてしまった。

(学生記者 梶原麗奈 法学部3年)